

# 効果的な内部監査機能の発揮に向けて

金融不祥事研究会

## ○はじめに

実際よりもよくみせるためにデータを改ざんしていた某自動車メーカー、製品の検査データを不正に改ざんしていた某化学メーカーなど、昨年後半から企業による不祥事件が製造業を中心に様々な業種で相次いで発覚し、報道されている。

こうしたことから企業の不正・不祥事への社会の関心は非常に高まっている。その際必ずといっていいほど議論になるのが「内部監査」である。

「内部監査は何をやっていた

のか」「なぜ内部監査で発見、防止できなかったのか」といった意見をよく聞くが、これらは、以前から何度も言われてきた意見である。では、なぜ同じようなことが繰り返されるのであるのか。また、振り返って、金融機関はどうであろうか。まったく同じ状況といっても過言ではないと思われる。

金融機関の内部監査に係る態勢やスキルはここ10年で飛躍的に向上し、不祥事件に係る防止策・対応策についても現状では出尽くした感があるにもかかわらず、不祥事件は未だに発生し

ている。こうした状況において、金融機関の内部監査部門の監査機能をより適切に発揮するにはどうしたらよいだろうか。

本稿では、地域金融機関を中心として現状の内部監査態勢についてその状況を概観し、今後、より効果的かつ適切な内部監査を実施するにはどういった点に着目すべきか、実際に内部監査を行う場合の実務的観点等と不祥事件抑止・防止といった点に言及するとともに、今後の地域金融機関におけるべき内部監査、管理態勢等について述べることにする。

## ○地域金融機関の内部監査態勢

そもそも内部監査とは何か、何のために内部監査はあるのか、現状はどうであるのか、今一度振り返ってみたい。

内部監査の定義としてよく用いられるのが内部監査人協会（IIA。米国にて設立）が公表している「専門職の実施の国際フレームワーク」で述べられている内容である。

この中で、内部監査について述べられている点を要約すれば、以下の2つのポイントにま



## TOPIC

### 中小企業支援のための補助金等活用アドバイス

# 1 補助金等の仕組みとコンサルティングのポイント

かもし感動創造経営研究所 代表・中小企業診断士 瀬戸 正人



毎年、国や自治体などから数千の補助金や助成金など中小・小規模事業者向けの公的な補助金制度があるが、多くの事業者では自社にあてはまる補助金や助成金などの公的支援があることを知らず、活用できていないのが実情である。

また、制度を知っていて、申請を目指した事業者からは、「書類の書き方が難しく、書けなかった」、「自分で書けると思ってた」、「自分で書けると思ってた」、「自分で書けると思ってた」など、挑戦してみたものの、時間が無くて書けなかった」、「相談する専門家がいなかった」などの理由で断念をしたという声も聞かれる。一方で毎年しっかりと補助金・助成金を活用している事業者がいるのも事実である。

その結果、活用している事業者とそうでない事業者の間では大きな差が出てしまっている。

本業以外で得られる収益は事業の安定化につながると同時に、補助金や助成金の申請のためには、事業計画を書く必要があるため、将来の事業の見通しや方向性を考えるきっかけにもなる。

その他にも補助金・助成金を活用することで多数のメリットがある。

さらに、金融機関にとつては、補助金・助成金の申請支援をすることで顧客企業を深く知ることができることから、事業性評価にもつながり、事業者の生産性向上や成長支援にも結びつくものと考えられる。

そこで、本稿では事業性評価にも活かすことができる補助金等の活用のアドバイスのポイントなどについて、3つの論点を中心に解説していきたい。

## 一 補助金等の仕組みと基本

### 1 補助金や助成金の種類（代表的なもの）と性質・仕組み

助成金も補助金も、どちらも国や地方自治体から交付される、返済義務のないお金であり、これらの違いについてまとめると【図表1】のようになる。

【図表1】助成金と補助金の違い

	助成金	補助金
交付元	国(厚生労働省) および地方自治体等	国(経済産業省) および地方自治体等
目的	雇用・労働環境の改善等	経済・地域の活性化等
受給条件	要件を満たし、法律を守れば高い確率で受給できる	要件を満たしても、審査で落とされる場合がある
申請期間	随時または長期間	数週間から1ヵ月程度

どちらも制度の種類が豊富で、申込期間も異なり、自社の事業に合う助成金や補助金を探し出すことは専門家でないとなかなか難しい面があるため、中小企業診断士・社会保険労務士など制度に詳しい専門家に相談してみるとよいであろう。

#### (1) 助成金

主に厚生労働省と経済産業省、および地方自治体が実施し

### 破産手続における自動車の留保所有権の行使の可否 ～最高裁平成29年12月7日判決の与える影響～

平成29・12・7最高裁第一小法廷、平成29年（受）第408号、自動車引渡請求事件、【上告棄却】、金融・商事判例1533号36頁

岡山大学大学院社会文化科学研究科 教授・弁護士 吉岡 伸一

自動車を販売会社Bから購入する際、購入者Aが分割払いを望む場合に、信販会社Cを加えた三者間の契約で、AがCに分割弁済するとともに、その分割弁済が終了するまで所有権留保を行うケースが多い。その場合、自動車の所有権をCではなく、Bに登録することがままある（なお、BあるいはCが所有者として登録される場合であっても、「使用者」はAと登録されるので、これら当事者間では、特段問題とはならないようである）。このように、売買契約の売主ではない信販会社等が留保所有者になることを「第三者留保所有権」と呼ぶことがある。この場合、Aにつき破産手続が開始されたとき、その破産管財人との関係で第三者留保所有権の効力が争われることがある。

最判平成22・6・4民集64巻4号1107頁、金融・商事判例1353号31頁（以下、「最判平成22年」という）は、そのような事案で、破産管財人等に対して、登録をBにしたままでは留保所有権を主張することができないと判示された。同判決の結果を前提に考えると、前記のような契約においては、Cに所有権を登録しておかなければ対抗することができないことになるが、同判決後において、特約内容を変更して、Bに自動車の所有権登録をしたまま、Cの所有権留保を契約に謳うケースが少なくなかったところ、今般、破産手続が開始しても第三者留保所有権を主張することができるようになった（最判平成29・12・7金融・商事判例1533号36頁（以下、「本判決」という）が登場した）。

そこで、この新判例をまず検討し、次いで、最判平成22年と比較して、どのような理論構成によりBに所有権の登録を残したままにして破産管財人に対抗しようとしているのか、はたして、それは妥当なのか等につき考察することとしたい。

#### 一 事案の概要

1 本件購入者A、本件販売会社BおよびX（信販会社）は、平成25年8月20日、三者間において、B社がAに対し本件自動車を割賦払いの約定で売却すること、売買代金債権を担保するためB社に本件自動車の所有権が留保されること（以下、この留保される所有権を「本件留保所有権」という）、XがAの委託を受けてAのB社に対する売買代金債権を連帯保証することなどを内容とする契約を書面により締結し、同契約において、要旨、次のとおり合意した。

① Aが売買代金の支払いを1回でも怠り、Xが売買代金残額の一括弁済を必要と認めたときは、Xは、Aに通知・催告することなく、保証債務の履行としてB社に売買代金残額を支払うことができる。

② Xが保証債務の履行としてB社に売買代金残額を支払っ